

質問に対する回答書

業務名：村上市下水道事業経営戦略改定業務

回答日：令和5年7月14日

番号	項目	質問内容	回答
1	基本仕様書 7 業務内容 (11)協議・打合せ	③ 担当者技術者のうち最低 1 名(公認会計士とする)を出席させるものとする。ついて、公認会計士の出席は web での出席でもよいか。	協議・打合せの web での出席は、やむを得ない事情があると認める場合を除き認めません。
2	基本仕様書 8 業務の実施方法 (1)公認会計士の配置	② 総務省の「経営・財務マネジメント・・・」アドバイザーリストに認定されていることとする。について公認会計士でありかつ上記の認定を受けている者ということか、あるいは、公認会計士と公認会計士でなく上記認定を受けている者の2名の配置ということでもよいか。	①に記載の実績等を有する公認会計士 1 名及び②に記載のあるアドバイザーリストに認定されている者 1 名を配置することとする。ただし、①に記載の者がアドバイザーリストに認定されている場合は 1 名の配置でよいものとする。
3	基本仕様書 8 業務の実施方法 (1)公認会計士の配置	③ 本業務終了後でも問合せ等のサポートを行うこととする。について想定される期間や内容はどのようなものがありますでしょうか。 (期間は 3～5 年間の次回改訂までや、訪問によるサポートの場合もある等)	具体的な期間については定めはありませんが、経理業務全般において疑義等が生じた場合に、電話やメールでの照会を考慮しており、訪問によるサポートは想定しておりません。
4	公募型プロポーザル審査 基準 実施方法	リモート形式での実施について村上市の会場での実施ではないということでしょうか。 またプレゼン時の参加者の対象者、人数等に条件はありますか。	村上市の会場での実施ではなく、リモート形式での実施となります。その際の参加対象者、人数に条件はありません。

番号	項目	質問内容	回答
5	(1)公認会計士の配置	<p>公認会計士の配置、総務省の「経営・財務マネジメント強化事業(公営企業関係)」アドバイザーリストに認定されていることとすると記載がございますが、これは、公認会計士とアドバイザー認定者の2名を配置することで参加条件は満たしますでしょうか。</p> <p>もしくは、公認会計士かつアドバイザー認定を受けた1名を配置することで条件が満たせるのでしょうか。</p>	<p>上記2番の回答のとおりです。</p>
6	(6)投資・財政計画の策定 (7)投資・財政計画に未反映の取組と今後検討予定の取組の概要	<p>使用料算定(経費区分ごとに細分化し、適正使用料の算定をする等)まで業務委託内容として含めますでしょうか。</p>	<p>使用料算定(経費区分ごとに細分化し、適正使用料の算定をする等)まで業務委託内容として含めます。</p>